

保護者様

京都市立高雄中学校

校長 石井 大記

台風等に対する臨時休業等についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります。）に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合及び高雄学区内土砂災害「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合は、以下のようにさせていただきますので、よろしくお願い致します。

記

1 登校前に「特別警報」が発令された場合

「特別警報」が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。解除された場合以下の措置を取ります。

「特別警報」解除の時刻等	措置
午前0時までに解除になった場合	5校時から始業
午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業

2 登校前に「暴風警報」が発令された場合

「暴風警報」が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。解除された場合以下の措置を取ります。

○「暴風警報」が午前7時までに解除になった場合 → 平常通り授業を実施 給食有
○「暴風警報」が午前9時までに解除になった場合 → 3限目から授業を実施 給食有
○「暴風警報」が午前11時までに解除になった場合 → 午後からの活動を実施 給食無
○午前11時現在「暴風警報」が発令中の場合 → 臨時休業

3 在校中に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、保護者の方と連絡がとれ次第、その決定に従います。連絡がとれない場合、とれるまで中学校でお預かりします。

小学校に兄弟が在籍の場合、引渡し先登録に応じて迎えに来られた保護者の方と共に中学生も同時に下校していただきます。（小学校と連絡をとります）

4 「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合

気象状況により、「大雨警報」「洪水警報」等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやP T Aメール等で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。

(全市規模で「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令された場合を想定しています。)

5 「土砂災害の避難勧告等」について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である高雄学区に、避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合

(2 登校前に「暴風警報」が発令された場合、3 在校中に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合)に準じた措置を取ります。